

## 令和 7 年度地域包括支援センター(高齢者相談センター) 第三者評価の実施について

### 1. 評価の目的

地域包括ケアシステムの構築にあたって、地域の総合相談窓口としての機能を果たしていくためには、地域包括支援センター(本市においては高齢者相談センター 以下「センター」という。)の運営が公平・中立を旨とし、安定的・継続的に行われていくことが重要である。

そのため設置者である習志野市は、センターの運営状況や事業内容等について客観的に評価することに合わせて、市とセンターが互いに役割や現状を理解、共有し、効果的な取り組みが行われるよう、第三者の視点で適切に評価し、これによる必要な改善が行われることを目的とする。

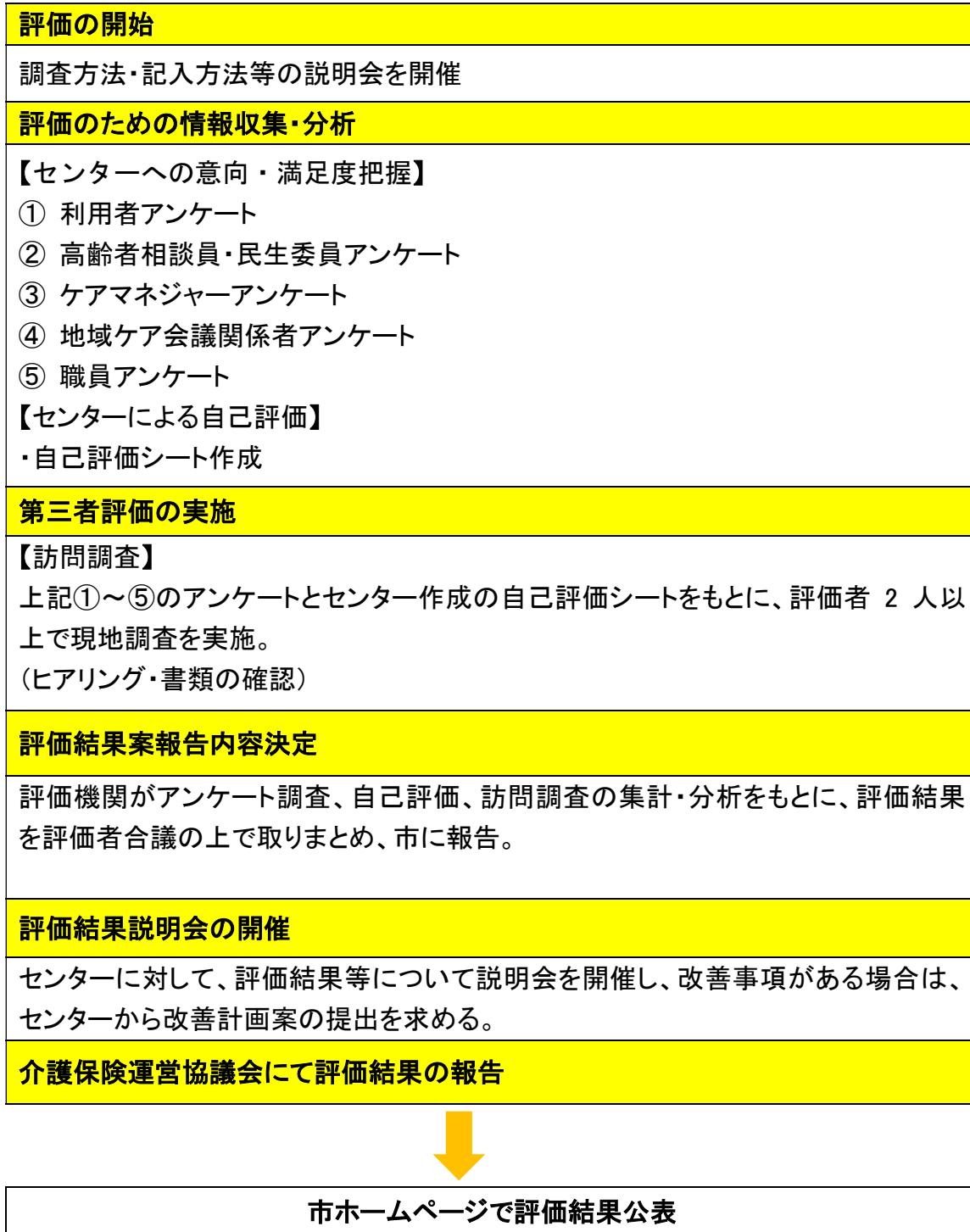
- (1)センターのサービスの質の向上、機能強化に向けた業務内容の改善。合わせて設置者である本市の役割遂行に向けた取り組みの適切性について具体的な内容を明確にする。
  - (2)センターの市民への認知度の向上。
  - (3)評価情報に客觀性を持たせ、公益性の確保に向けた情報公開を実施する。
  - (4)一連のプロセスを通じて、より良い運営・活動に向けた取り組みを推進する。
- \*介護保険法第 115 条の 46 第 4 項及び同第 9 項に基づき実施する。  
\*福祉サービス第三者評価の実施方法を踏襲し実施する。

### 2. 実施時期・頻度

第三者評価は、実施頻度を 3 年に一度、介護保険事業計画の中間年の実施とし、他の 2 年については、業務運営評価(事業所の自己評価と担当課による調査)とする。

		6 年度	7 年度	8 年度	9 年度	10 年度	11 年度
		第 9 期計画			第 10 期計画		
評価方法	自己評価調査	第三者評価	自己評価調査	自己評価調査	第三者評価	自己評価調査	

### 3. センター第三者評価の流れ



評価対象の時期は、令和7年9月末時点での状況とする。

※令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)及び

令和7年4月1日～令和7年9月30日の期間について評価する。

#### 4. 評価項目

- (1) 地域包括ケアシステムの構築・推進
- (2) 組織運営
- (3) 総合相談支援事業
- (4) 権利擁護事業
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (6) 地域ケア会議
- (7) 介護予防ケアマネジメント
- (8) 包括的支援事業

#### ● 調査対象センター

名称(受託法人)	住所	地区
谷津高齢者相談センター (社会福祉法人 慶美会)	谷津 5 丁目 16 番 33 号 (谷津コミュニティセンター内)	谷津、谷津町 奏の杜
秋津高齢者相談センター (社会福祉法人 慶美会)	秋津 3 丁目 4 番 1 号 (総合福祉センター内)	秋津、茜浜 香澄、芝園 袖ヶ浦
津田沼・鷺沼高齢者相談センター (社会福祉法人 清和園)	鷺沼 1 丁目 2 番 1 号 (保健会館内)	津田沼、鷺沼 鷺沼台、藤崎
屋敷高齢者相談センター (社会福祉法人 豊立会)	屋敷 4 丁目 6 番 6 号 (東部保健福祉センター内)	花咲、屋敷 泉町、大久保 本大久保
東習志野高齢者相談センター (社会福祉法人 八千代美香会)	東習志野 2 丁目 10 番 3 号 (地域交流プラザ ブレーメン 習志野内)	実穂、新栄 東習志野 実穂本郷